

医療保険での訪問看護サービスに係る加算同意書

様

☐特別管理加算

特別な管理を要する利用者に対して、計画的な管理を行った場合月に1回加算されます。

特別な管理のうち 重症度等が高い場合	特別な管理を要する場合
在宅悪性腫瘍等患者指導管理、若しくは、在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にある者	在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅人工呼吸指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理・在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている者
気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態にある者	人工肛門、人工膀胱を設置している状態
	真皮を超える褥瘡の状態
	点滴注射を週3回以上行う必要があると認められる状態

☐24時間対応体制加算

利用者又はその家族に対して24時間連絡をできる体制にあり、必要に応じ緊急時訪問看護を行う体制にある場合、月に1回加算されます。

☐退院時共同指導加算

保健医療機関、介護老人保健施設若しくは介護医療院入院・入所中に、在宅生活についてカンファレンスを行った場合、退院、退所後の初回訪問看護の際に1回(特別な場合は2回)加算されます。

☐特別管理指導加算

退院後、特別な管理が必要な方(上記「特別管理加算」参照)に対して、退院時共同指導を行った場合に退院時共同指導加算に追加して加算されます。

☐退院支援指導加算

診療により退院日当日の訪問看護が必要であると認められ、訪問し療養上の指導を行った場合に加算されます。

☐長時間訪問看護加算

1時間30分の訪問看護を行った後に引き続き訪問看護を行う場合で、通算した時間が1時間30分以上となる時、かつ所定の要件を満たした場合加算されます。

☐複数名訪問加算

1つの事業所から同時に複数の看護師等又は看護補助者が1人の利用者に訪問看護を行った時、かつ所定の要件を満たした場合加算されます。

□夜間・早朝訪問看護加算

夜間(午後6時～午後10時までの時間)、早朝(午前6時～午前8時までの時間)に訪問看護を実施した場合に1日1回加算されます。

□深夜訪問看護加算

深夜(午後10時～午前6時までの時間)に訪問看護を実施した場合に1日1回加算されます。

□ターミナルケア療養費1.2

在宅又は特別養護老人ホーム等で死亡した利用者(介護予防は対象外)について、死亡日及び死亡日前14日以内に2日(回)以上、看取りの看護を行った場合に加算されます。(ターミナルケア後、24時間以内に在宅以外で死亡した場合を含む)

□緊急訪問看護加算

利用者又は家族の求めに応じて診療所又は在宅療養支援病院の主治医の指示により緊急訪問を行った時に1日1回加算されます。

□在宅患者連携指導加算

利用者(又は家族等)の同意を得て、医師、歯科医師、薬剤師等と月2回以上文書等(電子メール・ファクシミリでも可)により情報共有を行うとともに、共有された情報を踏まえて療養上必要な指導を行った場合に月に1回加算されます。

□在宅患者緊急時等カンファレンス加算

通院が困難な状態での急変時に伴い、医師、歯科医師、薬剤師、介護支援専門員等と共同で患家へ赴きカンファレンスに参加し共同で療養上必要な指導を行った場合には、在宅患者緊急時等カンファレンス加算として、月2回まで加算されます。

□訪問看護情報提供療養費1.2.3

- 1.市町村等からの求めに応じ、厚生労働大臣が定める別表7、別表8、精神障害を有する者又はその家族等、15歳未満の小児の利用者に対する保険福祉サービスに必要な情報提供を行った場合に月に1回加算されます。
- 2.厚生労働大臣が定める疾病等の利用者が通園又は通学する学校等からの求めに応じ、情報提供を行った場合、各年度1回に限り加算されます。また入園若しくは入学又は転園若しくは転学等により、当該学校等に初めて在籍することとなる月については、当該学校等につき月1回に限り別に加算されます。
- 3.保険医療機関等に入院、入所にあたり主治医に訪問看護に係る情報提供を行った場合に月に1回加算されます。

年 月 日

(事業者)医療法人光陽会 ハートケア鎌倉訪問看護ステーション

(代表者名) 篠 崎 仁 史

(管理者) 渡 部 拓 朗

私(利用者及びその家族)は、訪問看護サービスの料金表と加算の同意書を受領し、説明を受け必要に応じ加算する事に同意いたします。

利用者

住所

氏名

代理人及び立会人

住所

氏名

二

算

：